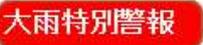


# 緊急時（荒天時）の対応について（保護者用）《令和3年5月20日改定版》

大村市教育委員会

## 判断の目安

時刻	・気象庁が発表する気象警報 ・大村市役所が発令する避難情報 など	対応
午前 6:00 	大村市内に      どれか 1つ以上 出ていたら	臨時休業

(※ 雷注意報の場合にも、登校には十分留意すること。)

- ① 次の日に荒天（判断の目安に近い状況を含む）が予想される場合には、「登校に関する留意事項」等を学校からお知らせします。
- ② 当日、荒天の場合には、上記「判断の目安」にしたがって午前6:00に判断し、学校からお知らせします。
- ③ 学校からの連絡がなくても、荒天で自宅からの登校が危険とみなされる場合には、**保護者の判断で学校を遅刻・欠席**させてください。  
その際、学校へ遅刻・欠席等の連絡を確実に行ってください。
- ④ 「判断の目安」以外の場合でも、学校によって地理的要因や天候が異なるので、市教育委員会と校長が協議の上、対応を判断し各家庭へ連絡する場合があります。
- ⑤ 緊急時や不測の事態等で全市的な対応がひっ迫している場合は、市教委が直接判断し、学校を通して各家庭へ連絡する場合があります。

### ※下校について

帰路の安全が確保されていない場合は、学校待機とします。また、保護者へお迎えをお願いすることもあります。

※ お知らせの手段は、学級連絡網とメール配信で行います。  
各学校のメール配信システムへの登録をお願いします。